

特集

「NHK受信料制度」を問い直す②

連載特集後編の本稿では、NHK受信料制度について与野党の主要政党にアンケートを実施し、見解を聞いた(調査対象: 自民、公明、立民、希望、民進、共産、維新。このうち掲載した3党以外は回答辞退)。メディア研究者にも同じアンケートを実施した。さらに研究者、番組制作者という異なる立場の識者にインタビューし、受信料制度への見解や将来に向けた提案を聞いた。(取材・文: 渡辺 元・本誌編集長)

「負担の公平性」か 「政治からの独立性」か

海外の公共放送の料金制度では、税金として徴収、不払い者に罰金を課すなど、強制的に徴収している国が多い。英国、フランス、ドイツ、韓国などがそれに該当する。一方日本のNHKの受信料は、事実上支払いに納得した世帯だけが任意で支払えばよいという制度になっている。

この二つの方式の違いは、「公共放送の費用負担の公平性」と「政治権力からの公共放送の独立性」という公共放送にとって重要な二つの要素の、どちらを重視するかという考え方の違いでもある。

例えばドイツの場合、全世帯と事業所が支払い義務を負う放送負担金が主な財源になっている。放送負担金はテレビを持っていない世帯や事業所も支払わなければならない。これは公共放送だけでなく民間放送も含めた放送全体は公共財的なサービスであり、これによる便益は国民全体におよんでいるため、その費用は国民全体で公平に負担すべきだという考え方に基づくものだ。強制的に国民に受信料を支払わせることによって、国民の間での負担の公平性を実現できる。

一方で税金の形で支払わせたり、不払い者への罰金を制度化することによって、公共放送の内容が政府など政治権力の影響を受けやすくなり、公共放送の独立性が損なわれる恐れがある。

日本の受信料制度は、支払いに強制力が伴わないため、政府の利害から独立した放送が可能になる。確かにNHKの予算は国会での承認が必要なため、その一定の影響を受ける可能性はあるが、税金方式や罰則方式に比べれば公共放送の独立性は確保しやすい。

逆に国民の間での負担は公平ではない。公共財としての公共放送の便益を同じように受ける国民の間で、

受信料を支払っている人と支払っていない人がいる。

視聴者からの信頼を支える 現在のNHKの独立性

現在日本では、NHKの受信料を約8割の世帯が支払っており、国民負担の公平性が損なわれていることを批判する声は少ない。この要因の一つとして考えられるのは、長谷部恭男・早稲田大学 法学学術院 法務研究科 教授が述べる現行の受信料制度における消費者余剰の大きさだ(3月号掲載の本特集①)。

単純化された理論モデルで考えると、現在のNHKの受信料制度では、受信料を払っている人の需要曲線の金額から受信料額を差し引いた分と、不払い者の需要曲線の金額の合計が消費者余剰となる。受信料を支払っている人も不払い者も含めて、すべての国民に消費者余剰がもたらされる形だ。NHKの受信料制度の方が税金方式や罰則方式よりも国民全体の消費者余剰が大きい。このことは現在のNHKの受信料制度が概ね受け入れられている一つの要因だ。

ただ、受信料を支払っている人と不払い者の割合が現在は約8:2だが、今後不払い者の割合が増えたと状況は変わってくるだろう。少数の支払い者が多数の不払い者の分の費用も負担するようになれば、現行の受信料制度への不満が大きくなっていくのは必至だ。現在のNHKの独立性は、8割もの世帯が受信料を支払ってもいいと考えるだけの信頼感をNHKに寄せているということが支えている。放送評論家の鈴木嘉一氏が述べるように、「政府はもとより、あらゆる政治勢力や商業活動などからの独立性を堅持するとともに、視聴者からの信頼性の確保は、公共放送の生命線と言えよう」(3月号掲載の本特集①)ということなのだ。

音 好宏・上智大学 文学部 新聞学科 教授は、最高裁判決は現行の受信料制度を是認するものだが、今NHKに必要なのはこの判決に甘えることなく、NHKについて国民に説明し、理解と納得を得ることだという。「国民に納得をしていただく努力をすることが、NHKには義務として課せられています。これをきちんとやらなければ、NHKは国民の支持を大きく減らしていくことになるでしょう」(本号掲載の本特集②)。

時代に対応させるため 受信料制度にも柔軟性を

ただし現行の受信料制度だけが常に最適な制度とは限らない。音教授はテレビ受像機を所有していない世帯も含む全世帯と事業所に受信料支払いを義務化しているドイツ方式も、将来的に日本に導入することが可能だと指摘する。「日本でも国民が放送サービス全体を支えているという認識を皆が持てば、その制度に移行することも考えられます」(同)。

受信料制度を時代に対応したものに更新できるよう柔軟性を持たせていく上で参考になるのが、英国の制度だ。BBCの事業免許に当たるロイヤル・チャーター(王立憲章)は一定期間で更新される。重延 浩・株式会社テレビマンユニオン 会長 ゼネラルディレクター 取締役は、NHKの受信料制度も英国のように、その時点での国民が納得する制度に一定期間で決め直していくのがよいと提案する(本号掲載の本特集②)。

今後のNHKの受信料は、ネット常時同時再送信やスマホ対応など、新サービスや新技術、視聴者の新しいメディア利用動向などに対応させる必要性が高まっていく。今回の最高裁判決をきっかけに、新時代の受信料制度に向けた議論を活発化させていくべきだ。